

資料 1	令和 6 年 3 月 7 日（木）
	本荘由利広域総合ケア会議 介護支援専門員研修会

令和 6 年度介護保険制度 改正における留意事項

本荘由利広域市町村圏組合

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- **1. 感染症対策の強化**

- **【全サービス★】**

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務化。
- ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施等。
- イ その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等。

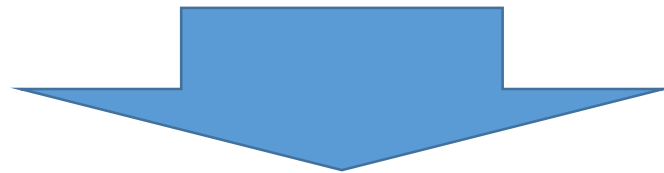
（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

・2. 業務継続に向けた取組の強化

・【全サービス★】

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。



（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- 令和6年度介護報酬改定予定
- ④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】
- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。（当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることも必要）
- その際、一定の経過措置を設ける観点から、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しないこととする。
- なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和3年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しないこととする。

（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- **3. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ**
- **【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】**
- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化。

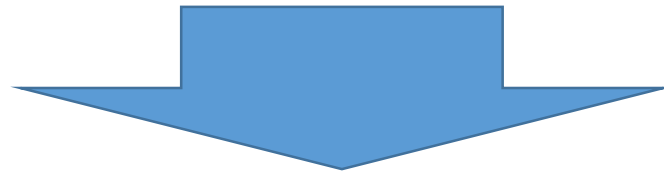
（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- **4. 高齢者虐待防止の推進**

- **【全サービス★】**

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。



（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- 令和6年度介護報酬改定予定
- ①高齢者虐待防止の推進
- 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

（凡例）★：介護予防についても同様

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- **5. 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化**

- **【施設系サービス】**

- 口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、入所者の状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させる観点から、以下の内容を義務化。
- 口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、基本サービスとして、口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

- **6. 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実**

- **【施設系サービス】**

- 栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、以下の見直し。
- 「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを運営基準に規定。
- 各サービスの基準に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは「栄養管理」に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について減算する。

令和3年度介護報酬改定における改定事項（令和5年度末経過措置終了分）

・7. 運営規程の変更について

- ・令和6年3月31日まで「定めておくよう努める」となっていた経過措置期間が終了し、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を「定めなければならない」ことになります。
- ・運営規程を変更した際には、速やかに指定権者に対し、変更届の提出をしてください。
- ・なお、令和6年度法改正により、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないことになります。（令和7年3月31日までの経過措置あり）

加算等の届出について

- 地域密着型サービス及び居宅介護支援、総合事業等、本荘由利広域市町村圏組合が指定権者となっているサービスにつきましては、当組合のホームページの様式が令和6年度版に変更となっから新たな様式にて提出くださいますようお願いいたします。
- 令和6年4月より加算を算定する場合には、指定期日までに届出を提出してください。添付資料等はホームページに掲載します。（指定期日は後日連絡いたします）
- ※ホームページ掲載の際には、改めてご連絡いたします。

□ 33	特定施設入居者生活介護	☐ 1 有料老人ホーム（介護専用型） ☐ 2 軽費老人ホーム（介護専用型） ☐ 3 養護老人ホーム（介護専用型） ☐ 5 有料老人ホーム（混合型） ☐ 6 軽費老人ホーム（混合型） ☐ 7 養護老人ホーム（混合型）	☐ 1 一般型 ☐ 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 身体拘束廃止取組の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 入居継続支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係） ☐ 1 なし ☐ 2 あり 生活機能向上連携加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり ADL維持等加算（申出）の有無 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 夜間看護体制加算 ☐ 1 対応不可なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 対応可加算Ⅱ 若年性認知症入居者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 看取り介護加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 認知症専門ケア加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ☐ 1 なし ☐ 2 あり 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ☐ 1 なし ☐ 2 あり 生産性向上推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
□ 27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）	☐ 1 有料老人ホーム（介護専用型） ☐ 2 軽費老人ホーム（介護専用型） ☐ 5 有料老人ホーム（混合型） ☐ 6 軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 夜間看護体制加算 ☐ 1 対応不可なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 対応可加算Ⅱ 若年性認知症入居者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ ☐ 1 なし ☐ 2 あり 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ ☐ 1 なし ☐ 2 あり 生産性向上推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
□ 17	福祉用具貸与			特別地域加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
□ 43	居宅介護支援			情報通信機器等の活用等の体制 ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 特別地域加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当 特定事業所集中減算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 特定事業所加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ ☐ 4 加算Ⅲ ☐ 5 加算Ⅳ 特定事業所医療介護連携加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり ターミナルケアマネジメント加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	

28 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) 看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

(2) ア 医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。

（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ 医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞

厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

- 1 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- 3 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
- 4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（(1)が優先する。）

ウ 介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

29 居宅介護支援のうち、「特定事業所加算」の加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、「特定事業所医療介護連携加算」及び「ターミナルケアマネジメント加算」については、「特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-4）を、「特定事業所加算(A)」については、「特定事業所加算(A)に係る届出書（居宅介護支援事業所）」（別紙10-5）を添付してください。

また、「情報通信機器等の活用等の体制」については、「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」（別紙10-5）を添付してください。

30 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

31 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

32 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

33 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）のいずれかを添付してください。

34 「移行支援加算」については、「訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書」（別紙17）又は「通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書」（別紙18）を添付してください。

35 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

36 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出については、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書」（別紙24）を添付してください。

37 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出書」（別紙26）を添付してください。

38 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。

39 「専門管理加算」については、「専門管理加算に係る届出書」（様式8-4）を添付してください。

40 「遠隔死亡診断補助加算」については、「遠隔死亡診断補助加算に係る届出書」（別紙8-5）を添付してください。

41 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙41）を添付してください。

42 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供90%以上）」については、判定結果がわかる書類（「訪問介護における同一建物減算に係る計算書」（別紙40）又はこれに準じた計算書等）を添付してください。

43 「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制」については、要件を満たし、かつ居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は「2 あり」を選択してください。

注 1 介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

2 介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

3 介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

4 介護医療院に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護医療院の届出と重複するものの届出は不要です。

5 短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考 （別紙1）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援 サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

☐ 35	介護予防特定施設入居者生活介護	☐ 1 有料老人ホーム ☐ 2 軽費老人ホーム ☐ 3 養護老人ホーム	☐ 1 一般型 ☐ 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
				身体拘束廃止取組の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型				
				高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型				
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型				
				生活機能向上連携加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ	☐ 2 加算Ⅱ			
				個別機能訓練加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				若年性認知症入居者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ			
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ			
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 2 加算Ⅱ			☐ 7 加算Ⅲ
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ			☐ 2 加算Ⅲ
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ			
介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり								
☐ 67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当				
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当				
☐ 46	介護予防支援	☐ 1 地域包括支援センター		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
☐ 46	介護予防支援	☐ 2 居宅介護支援事業者		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
				特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり				
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当				
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当				

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等				LIFEへの登録	割引
各サービス共通				地域区分	☐ 1 1級地 ☐ 6 2級地 ☐ 7 3級地 ☐ 2 4級地 ☐ 3 5級地 ☐ 4 6級地 ☐ 9 7級地 ☐ 5 その他				
☐ 76	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	☐ 1 一体型 ☐ 2 連携型		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり				
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当				
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当				
				緊急時訪問看護加算	☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ				
				特別管理体制	☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可				
				ターミナルケア体制	☐ 1 なし ☐ 2 あり				
				総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ				
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ				
				口腔連携強化加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり				
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ				
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ				
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ				
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり				
☐ 71	夜間対応型訪問介護	☐ 1 I型 ☐ 2 II型		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり		
				24時間通報対応加算	☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可				
				特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり				
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当				
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ				
				サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ（イの場合） ☐ 4 加算Ⅱ（イの場合） ☐ 7 加算Ⅲ（イの場合） ☐ 8 加算Ⅰ（ロの場合） ☐ 5 加算Ⅱ（ロの場合） ☐ 9 加算Ⅲ（ロの場合）				
				介護職員処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ				
				介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ				
				介護職員等ベースアップ等支援加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり				

□ 78	地域密着型通所介護	☐ 1 地域密着型通所介護事業所 ☐ 2 療養通所介護事業所 ☒ 3 療養通所介護事業所（短期利用型）	職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 時間延長サービス体制 ☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可 共生型サービスの提供（生活介護事業所） ☐ 1 なし ☐ 2 あり 共生型サービスの提供（自立訓練事業所） ☐ 1 なし ☐ 2 あり 共生型サービスの提供（児童発達支援事業所） ☐ 1 なし ☐ 2 あり 共生型サービスの提供（放課後等デイサービス事業所） ☐ 1 なし ☐ 2 あり 生活相談員配置等加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 入浴介助加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 中重度者ケア体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 重度者ケア体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 生活機能向上連携加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰイ ☐ 3 加算Ⅰロ ADL維持等加算〔申出〕の有無 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 認知症加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 口腔機能向上加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり サービス提供体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ（イの場合） ☐ 5 加算Ⅱ（イの場合） ☐ 7 加算Ⅲ（イの場合） ☐ 8 加算Ⅲイ（ロの場合） ☐ 9 加算Ⅲイ（ハの場合） ☐ 4 加算Ⅲロ（ロの場合） ☐ A 加算Ⅲロ（ハの場合） 介護職員処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
			職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 時間延長サービス体制 ☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可 入浴介助加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 生活機能向上連携加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり ADL維持等加算〔申出〕の有無 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 口腔機能向上加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり サービス提供体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 5 加算Ⅰ ☐ 4 加算Ⅱ ☐ 6 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり
□ 72	認知症対応型通所介護	☐ 1 単独型 ☐ 2 併設型 ☐ 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 時間延長サービス体制 ☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可 入浴介助加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 生活機能向上連携加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり ADL維持等加算〔申出〕の有無 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 口腔機能向上加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり サービス提供体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 5 加算Ⅰ ☐ 4 加算Ⅱ ☐ 6 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり

□ 73	小規模多機能型居宅介護	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			認知症加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			看護職員配置加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ		
			養育連携体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			訪問体制強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
			科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
□ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
			介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型		
			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
			身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
			夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
□ 32	認知症対応型 共同生活介護	□ 1 I型 □ 2 II型 □ 3 サテライト型I型 □ 4 サテライト型II型	若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			利用者の入院期間中の体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
			養育介護加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			医療連携体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰイ □ 3 加算Ⅱイ □ 4 加算Ⅲイハ		
			医療連携体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
			高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
			生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
			介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
			介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
			介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

□ 38	認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	□ 1 I型 □ 2 II型 □ 3 サテライト型I型 □ 4 サテライト型II型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従事者		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				医療連携体制加算I	□ 1 なし □ 2 加算Iイ □ 3 加算Iロ □ 4 加算Iハ		
				医療連携体制加算II	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算I	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算II	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 7 加算III		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 2 加算III		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	□ 1 有料老人ホーム □ 2 軽費老人ホーム □ 3 養護老人ホーム □ 5 サテライト型有料老人ホーム □ 6 サテライト型軽費老人ホーム □ 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				入居継続支援加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係)	□ 1 なし □ 2 あり		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算I □ 2 加算II		
				個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間看護体制加算	□ 1 対応不可なし □ 3 加算I □ 2 対応可加算II		
				若年性認知症入居者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算I	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算II	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 2 加算II □ 7 加算III		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 2 加算III		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	□ 1 有料老人ホーム □ 2 軽費老人ホーム □ 5 サテライト型有料老人ホーム □ 6 サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				夜間看護体制加算	□ 1 対応不可なし □ 3 加算I □ 2 対応可加算II		
				若年性認知症入居者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算I	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算II	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 2 加算II □ 7 加算III		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算I □ 5 加算II □ 2 加算III		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算I □ 3 加算II		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

□ 54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	□ 1 地域密着型介護老人福祉施設 □ 2 サテライト型地域密着型 介護老人福祉施設 □ 3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 □ 4 サテライト型ユニット型 地域密着型介護老人福祉施設	□ 1 経過的施設以外 □ 2 経過的施設	夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 □ 4 介護支援専門員		
				ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				安全管理体制	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				栄養ケア・マネジメントの実施の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				日常生活継続支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護体制加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護体制加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜勤職員配置加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ □ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ		
				テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	□ 1 なし □ 2 あり		
				準ユニットケア体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				個別機能別加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ □ 5 加算Ⅳ		
				ADL維持等加算〔申出〕の有無	□ 1 なし □ 2 あり		
				若年性認知症入所者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				常勤専従医師配置	□ 1 なし □ 2 あり		
				精神科医師定期的療養指導	□ 1 なし □ 2 あり		
				障害者生活支援体制	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				栄養マネジメント強化体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				療養食加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				配置医師緊急時対応加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				暫取り介護体制	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				在宅・入所相互利用体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				小規模拠点集合体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				褥瘡マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				自立支援促進加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				安全対策体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

□ 77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	□ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				訪問看護体制減算	□ 1 なし □ 2 あり		
				サテライト体制	□ 1 基準型 □ 2 減算型		
				特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				認知症加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				緊急時訪問看護対応加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				特別管理体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				専門管理加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり		
				遠隔死亡診断補助加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				看護体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				訪問体制強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ		
				褥瘡マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				排せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	□ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況)	□ 1 非該当 □ 2 該当		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

□ 74	介護予防認知症対応型 通所介護	□ 1 単独型 □ 2 併設型 □ 3 共用型		職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 □ 1 なし □ 2 あり 時間延長サービス体制 □ 1 対応不可 □ 2 対応可 入浴介助加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 生活機能向上連携加算 □ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 □ 1 なし □ 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 □ 1 なし □ 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 □ 1 なし □ 2 あり 口腔機能向上加算 □ 1 なし □ 2 あり 科学的介護推進体制加算 □ 1 なし □ 2 あり サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
□ 75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当 若年性認知症利用者受入加算 □ 1 なし □ 2 あり 総合マネジメント体制強化加算 □ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算 □ 1 なし □ 2 あり 生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
□ 69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 （短期利用型）	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 □ 1 減算型 □ 2 基準型 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当 生産性向上推進体制加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ 介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ 介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ 介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり

□ 37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	□ 1 I 型 □ 2 II 型 □ 3 サテライト型 I 型 □ 4 サテライト型 II 型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				身体拘束廃止取組の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				利用者の入院期間中の体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可		
				認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				認知症チームケア推進加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		
□ 39	介護予防認知症対応型 共同生活介護 (短期利用型)	□ 1 I 型 □ 2 II 型 □ 3 サテライト型 I 型 □ 4 サテライト型 II 型		夜間勤務条件基準	□ 1 基準型 □ 6 減算型	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 介護従業者		
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
				3ユニットの事業所が夜勤職員を 2人以上とする場合	□ 1 なし □ 2 あり		
				夜間支援体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	□ 1 なし □ 2 あり		
				高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	□ 1 なし □ 2 あり		
				生産性向上推進体制加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ		
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ		
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ		
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし □ 2 あり		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その 他 該 当 す る 体 制 等										
各サービス共通				地域区分	☐ 1 1級地 ☐ 3 5級地	☐ 6 2級地 ☐ 4 6級地	☐ 7 3級地 ☐ 9 7級地	☐ 2 4級地 ☐ 5 その他						
☐ 76	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	☐ 1 一体型 ☐ 2 連携型		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型		☐ 2 基準型							
				特別地域加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当		☐ 2 該当							
				中山間地域等における小規模事業所 加算（規模に関する状況）	☐ 1 非該当		☐ 2 該当							
				緊急時訪問看護加算	☐ 1 なし		☐ 3 加算Ⅰ		☐ 2 加算Ⅱ					
				特別管理体制	☐ 1 対応不可		☐ 2 対応可							
				ターミナルケア体制	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし		☐ 3 加算Ⅰ		☐ 2 加算Ⅱ					
				認知症専門ケア加算	☐ 1 なし		☐ 2 加算Ⅰ		☐ 3 加算Ⅱ					
				口腔連携強化加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				☐ 71	夜間対応型訪問介護	☐ 1 I型 ☐ 2 II型		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型		☐ 2 基準型			
								24時間通報対応加算	☐ 1 対応不可		☐ 2 対応可			
特別地域加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり											
中山間地域等における小規模事業所 加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当		☐ 2 該当											
認知症専門ケア加算	☐ 1 なし		☐ 2 加算Ⅰ					☐ 3 加算Ⅱ						
☐ 78	地域密着型通所介護	☐ 1 地域密着型通所介護事業所						高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型		☐ 2 基準型			
				業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型		☐ 2 基準型							
				職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし		☐ 2 看護職員		☐ 3 介護職員					
				時間延長サービス体制	☐ 1 対応不可		☐ 2 対応可							
				共生型サービスの提供 （生活介護事業所）	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				共生型サービスの提供 （自立訓練事業所）	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				共生型サービスの提供 （児童発達支援事業所）	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				共生型サービスの提供 （放課後等デイサービス事業所）	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				生活相談員配置等加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				入浴介助加算	☐ 1 なし		☐ 2 加算Ⅰ		☐ 3 加算Ⅱ					
				中重度者ケア体制加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				生活機能向上連携加算	☐ 1 なし		☐ 3 加算Ⅰ		☐ 2 加算Ⅱ					
				個別機能訓練加算	☐ 1 なし		☐ 2 加算Ⅰイ		☐ 3 加算Ⅰロ					
				ADL維持等加算（申出）の有無	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				認知症加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				栄養アセスメント・栄養改善体制	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				口腔機能向上加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							
				重度者ケア体制加算	☐ 1 なし		☐ 2 あり							

□ 72	認知症対応型通所介護	□ 1 単独型 □ 2 併設型 □ 3 共用型		高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				時間延長サービス体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可
				入浴助加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
				個別機能訓練加算	□ 1 なし □ 2 あり
				ADL維持等加算（申出）の有無	□ 1 なし □ 2 あり
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり
				口腔機能向上加算	□ 1 なし □ 2 あり
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
□ 73	小規模多機能型居宅介護	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当
				認知症加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり
				看護職員配置加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ
				看護取り連携体制加算	□ 1 なし □ 2 あり
				訪問体制強化加算	□ 1 なし □ 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり
				職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当
□ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当
□ 77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	□ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型
				訪問看護体制減算	□ 1 なし □ 2 あり
				サテライト体制	□ 1 基準型 □ 2 減算型
				特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当
				認知症加算	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし □ 2 あり
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし □ 2 あり
				緊急時訪問看護対応加算	□ 1 なし □ 2 あり
				特別管理体制	□ 1 対応不可 □ 2 対応可
				専門管理加算	□ 1 なし □ 2 あり
				ターミナルケア体制	□ 1 なし □ 2 あり
				遺囑死亡診断補助加算	□ 1 なし □ 2 あり
				看護体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
				訪問体制強化加算	□ 1 なし □ 2 あり
				総合マネジメント体制強化加算	□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
				看護マネジメント加算	□ 1 なし □ 2 あり
				接せつ支援加算	□ 1 なし □ 2 あり
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし □ 2 あり

□ 79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	☐ 1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当
□ 74	介護予防認知症対応型 通所介護	☐ 1 単独型 ☐ 2 併設型 ☐ 3 共用型		職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 時間延長サービス体制 ☐ 1 対応不可 ☐ 2 対応可 入浴介助加算 ☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ 生活機能向上連携加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 個別機能訓練加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 若年性認知症利用者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 栄養アセスメント・栄養改善体制 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 口腔機能向上加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり
□ 75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 特別地域加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当 若年性認知症利用者受入加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり 総合マネジメント体制強化加算 ☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ 科学的介護推進体制加算 ☐ 1 なし ☐ 2 あり
□ 69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況 ☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員 高齢者虐待防止措置実施の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 業務継続計画策定の有無 ☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型 中山間地域等における小規模事業所 加算(地域に関する状況) ☐ 1 非該当 ☐ 2 該当

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の口を■にしてください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を添付してください。

5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙8-3）を添付してください。

6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付

7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」（別紙31）を添付してください。

8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）」（別紙26-1）又は「認知症専門ケア加算に係る届出書（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）」（別紙26-2）」を添付してください。

9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」（別紙32）を添付してください。

10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等

11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」（別紙27）を添付してください。

13 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。

14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」（別紙28-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙28-2）を添付してください。

15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」（別紙29-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙29-2）を、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」については、「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」に係る届出書（別紙29-3）を添付してください。

16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙9）を添付してください。

18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を、

「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-5）を添付してください。

19 「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」（別紙9-6）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」（別紙9-7）を添付してください。

20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」（別紙33）を添付してください。

21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。

22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」（別紙34）を添付してください。

23 「医療連携体制加算（Ⅰ）」については、「医療連携体制加算（Ⅰ）」に係る届出書（別紙35-1）を、「医療連携体制加算（Ⅱ）」については、「医療連携体制加算（Ⅱ）」に係る届出書（別紙35-2）を添付してください。

24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）のいずれかを添付してください。

29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。

31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙41）を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙1－3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等				LIFEへの登録	割引
□ A2	訪問型サービス（独自）			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型		□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	□ 1 非該当	□ 2 該当			
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	□ 1 非該当	□ 2 該当			
				特別地域加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当			
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当			
				口腔連携強化加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし	□ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ			
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし	□ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
□ A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし	□ 2 看護職員 □ 3 介護職員		□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型			
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				生活機能向上グループ活動加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				運動器機能向上体制	□ 1 なし	□ 2 あり			
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし	□ 2 あり			
				口腔機能向上加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				選択的サービス複数実施加算 一体的サービス提供加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				事業所評価加算（準出）の有無	□ 1 なし	□ 2 あり			
				サービス提供体制強化加算	□ 1 なし	□ 5 加算Ⅰ □ 4 加算Ⅱ □ 6 加算Ⅲ			
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし	□ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ			
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし	□ 2 あり			
				介護職員処遇改善加算	□ 1 なし	□ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ			
				介護職員等特定処遇改善加算	□ 1 なし	□ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ			
				介護職員等ベースアップ等支援加算	□ 1 なし	□ 2 あり			

備考 1 「割引」を「あり」と記載する場合は「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について」（別紙37）を添付してください。

2 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙38）を添付してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の該当する体制等		
□ A2	訪問型サービス（独自）			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	□ 1 非該当	□ 2 該当
				同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	□ 1 非該当	□ 2 該当
				特別地域加算	□ 1 なし	□ 2 あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	□ 1 非該当	□ 2 該当
				口腔連携強化加算	□ 1 なし	□ 2 あり
□ A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	□ 1 なし	□ 2 看護職員 □ 3 介護職員
				高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型
				業務継続計画策定の有無	□ 1 減算型	□ 2 基準型
				若年性認知症利用者受入加算	□ 1 なし	□ 2 あり
				生活機能向上グループ活動加算	□ 1 なし	□ 2 あり
				運動器機能向上体制	□ 1 なし	□ 2 あり
				栄養アセスメント・栄養改善体制	□ 1 なし	□ 2 あり
				口腔機能向上加算	□ 1 なし	□ 2 あり
				事業所評価加算（申出）の有無	□ 1 なし	□ 2 あり
				生活機能向上連携加算	□ 1 なし	□ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ
				科学的介護推進体制加算	□ 1 なし	□ 2 あり

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護保険最新情報

今回の内容

「令和6年度の「介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」
に係る提出期限について」の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1195

令和6年1月11日

厚生労働省老健局老人保健課

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末日で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしてい
るところですが、
- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこと
とする予定

ですので、管内の介護サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については追って連絡いたします。

令和6年4月と5月は、
令和5年度と同様の区
分の処遇改善加算とな
りますので、6月以降
の新加算とは別に計画
書の提出が必要です。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

令和6年6月から

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引き上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
 - 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでペースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するペースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字		対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 (介護職員等 処遇改善加算)	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 - 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 - 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ペースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		Ⅳ	新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 - 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 - 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ペースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ペースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

要介護認定調査票の変更について

- 令和6年4月1日申請分より要介護認定調査票が変更となります。要介護認定調査票等を書き損じ用にストックしている場合には、令和6年4月以降に由利本荘市役所又はにかほ市役所介護保険担当窓口にて新たな様式を印刷していただくことで対応してください。（変更部分は、調査票1枚目への施設等利用欄の、「介護療養型医療施設」の削除となります。）

施設等利用	☐ 介護老人福祉施設	☐ 介護老人保健施設	☐ 介護医療院
	☐ 特定施設入居者生活介護適用施設	☐ 認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム）	
	☐ 医療機関（医療保険適用療養病床）	☐ 医療機関（療養病床以外）	☐ 養護老人ホーム※1
	☐ 軽費老人ホーム※1	☐ 有料老人ホーム※1、2	☐ サービス付き高齢者向け住宅※1
	施設等連絡先 施設等名 ()		
	「介護療養型医療施設」を削除		
※1 調査する状	（ ）、施設等におけ		
※家族状況 ☐ 独居 ☐ 同居（夫婦のみ） ☐ 同居（その他）（家族状況については、左のいずれかにチェックするとともに特記すべき事項を記載）			

介護予防支援事業所の指定について

- 令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援事業所としての指定を受けることができるようになります。
- 指定申請書等の受付期間は年2回となります。

希望する指定予定日	指定申請書等提出締切り日
4月1日～9月1日	1月末
10月1日～3月1日	7月末

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

利用者区分	サービス利用パターン例	プラン
事業対象者	事業（訪問型サービス）のみ	介護予防ケアマネジメント
	事業（通所型サービス）のみ	介護予防ケアマネジメント
	事業（訪問型サービスと通所型サービス）	介護予防ケアマネジメント
要支援1	給付のみ	介護予防支援
	給付＋事業（訪問型サービス）	介護予防支援
	給付＋事業（通所型サービス）	介護予防支援
	事業（訪問型サービスと通所型サービス）	介護予防ケアマネジメント
要支援2	給付のみ	介護予防支援
	給付＋事業（訪問型サービス）	介護予防支援
	給付＋事業（通所型サービス）	介護予防支援
	事業（訪問型サービスと通所型サービス）	介護予防ケアマネジメント

給付サービス
を利用すると
介護予防支援
になります。

介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼（変更）・自己作成届出書の様式変更について

- 令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援事業所としての指定を受けることができることに対応するため、介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼（変更）・自己作成届出書の様式を変更いたします。
- 令和6年4月1日以降に届出を行う際には、新たな様式にて届出を行ってください。
- 様式は、令和6年4月1日にホームページに掲載いたします。

福祉用具購入対象種目の変更について

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

省令・告示・通知改正

- 利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入する。その際、利用者への十分な説明と多職種の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案などを行うこととする。

福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉づえを除く）
- 多点杖

【対象者の判断と判断体制・プロセス】

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方】

※ 福祉用具専門相談員が実施

<貸与後>

- 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。

<販売後>

- 特定福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。
- 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める。
- 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

福祉用具購入対象種目の変更について

- 令和6年4月より利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、**一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入**されます。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、**固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖が対象**となります。
- 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、**福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととする**とともに、**利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことが必要**です。

5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

令和6年8月から

概要

【施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額（居住費）】

	< 現行 >		< 改定後 >
多床室（特養等）	855円		915円
多床室（老健・医療院等）	377円		437円
従来型個室（特養等）	1,171円	▶	1,231円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円		1,728円
ユニット型個室的多床室	1,668円		1,728円
ユニット型個室	2,006円		2,066円

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者 ※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。		預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室の多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者 ※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。		預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

令和 6 年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和 6 年度介護報酬改定の施行時期については、令和 6 年度診療報酬改定が令和 6 年 6 月 1 日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 6 月 1 日施行とするサービス
 - ・ 訪問看護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 居宅療養管理指導
 - ・ 通所リハビリテーション
 - 4 月 1 日施行とするサービス
 - ・ 上記以外のサービス
- 令和 6 年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和 6 年 6 月 1 日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和 6 年 6 月 1 日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和 6 年 4 月 1 日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。
 - 令和 6 年 8 月 1 日施行とする事項
 - ・ 基準費用額の見直し
 - 令和 7 年 8 月 1 日施行とする事項
 - ・ 多床室の室料負担